

○通学区域の学校の変更及び区域外通学要綱

平成21年8月24日

礼文町教育委員会訓令第1号

○学校教育法施行令第8条により、正当な理由と認められるときには、保護者の申し立てにより、その指定した学校を変更することができる。

第1条 保護者は、礼文町立学校通学区域規則第1条の通学区域による就学校の指定に係る通知において、就学校を変更する場合には、礼文町教育委員会へ申し立てができる。

第2条 教育委員会は、保護者からの申し立てにより、正当な理由と認めた場合、就学校の変更を行うこととする。ただし、正当な理由とは次のとおりとする。

- (1) 家庭的な事情により、住民票と居住地が違う場合。[母(父)子家庭等により(預け先の地区にある学校を選択する場合等)]
- (2) 新築予定や転居が決定している場合。
- (3) 身体的理由により、指定学校への通学が困難と認めた場合。
- (4) その他上記以外に特別な事情がある場合。

第3条 保護者は、学年途中において就学校の変更を申し立てすることができる。

第4条 教育委員会は、保護者からの学年途中での就学校の変更申し立てにより、正当な理由と認めた場合、就学校の変更を行うこととする。ただし、正当な理由とは次の通りとする。

- (1) いじめへの対応、通学の利便性等を理由とした場合。
- (2) 第2条(1)から(4)に準ずる場合。

第5条 手続きは次の通りとする。

- (1) 教育委員会事務局は、保護者からの相談を受ける。
- (2) 教育委員会事務局は、児童生徒本人、保護者と面談する。
- (3) 教育委員会事務局は、現就学校長及び変更就学校長と協議をする。
- (4) 教育委員会事務局は、保護者より区域外通学許可申請書を提出してもらい、教育委員会議を開催し、変更が妥当であるか協議を行う。
- (5) 教育委員会事務局は、教育委員会議により妥当であると判断した場合には、通学区域外通学を許可し、入学通知書により通知する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。